

山形県事業承継促進事業費補助金

1 概要

県内中小企業者の技術や雇用等の経営資源を次世代に引き継ぎ、本県経済の持続的な発展を図るため、県内中小企業者等が行う円滑な事業承継（第三者承継（M&A）に限る。以下同じ。）の実施に向けた取組みであって、山形県知事が認定したものに補助金を交付します。

2 補助対象者

- (1) 譲渡型（売り手）：県内に事業所を有する中小企業者
- (2) 譲受型（買い手）：承継後に県内で事業を営む中小企業者

3 補助対象事業

山形県事業承継・引継ぎ支援センター（※）による支援を受け行う、以下の取組み。

(1) 譲渡型（売り手）

県内に事業所を有する中小企業者が行うM&Aに向けた準備や成立に係る手続き。

(2) 譲受型（買い手）

承継後に県内で事業を営む中小企業者が行うM&Aに向けた準備や成立に係る手続き。

（※）山形県事業承継・引継ぎ支援センター

〒990-2473 山形市松栄1丁目3番8号

山形県産業創造支援センター2階212号室

TEL：023-647-0663

4 補助率・補助上限額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 1/2 以内
- (2) 補助上限額 : 50 万円以内（下限 10 万円）
- (3) 補助対象経費

譲渡側	事業資産・企業価値の算出、仲介契約・アドバイザー契約の締結、相手先探索、成功報酬、契約書作成等において専門家等に支払われる謝金、旅費、委託費
譲受側	事業承継計画の策定、契約書作成、仲介契約・アドバイザー契約の締結、成功報酬、相手先探索、登記・許認可、生産性向上のために必要な移転・移設・設備導入に要する謝金、旅費、役務費、委託費、備品購入費

5 スケジュール

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和9年2月15日（月）まで

	実施予定時期
公募・申請書受付開始	令和8年6月15日（月）
申請書提出締切	令和8年7月～12月の毎月15日午後5時15分必着 ※土日祝の場合は翌開庁日
事業採択決定・補助金交付決定	各提出期限日の翌月中旬頃

※ 予算がなくなり次第終了となります。

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 TEL：023-630-2290